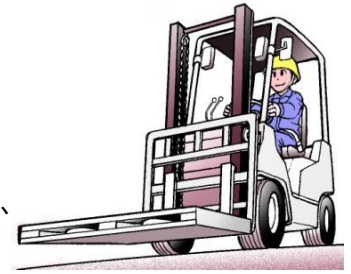


# フォークリフトの災害を防止しよう！

## フォークリフトを安全に操作し、災害のない職場を目指しましょう。

平成26年の大阪府内の労働災害による死亡者数は、53人で前年より15人減少しましたが、前年は死亡災害がなかったフォークリフト災害で3人が死亡し、平成27年も2人が、フォークリフト災害で死亡しています。

また、平成26年の休業4日以上フォークリフト災害の死傷者は、151人で前年より5人増加し、内訳は、フォークリフトや積荷等による「はさまれ、巻き込まれ」災害が70人と最多で、次いでフォークリフト等による「激突され」が45人で、フォークに上がって墜落するなどの「墜落、転落」も13人発生しています。



フォークリフト災害を防止するため、労使や荷主等関係者が一体となって次頁の「フォークリフト作業の安全のポイント」を参考に労働安全衛生関係法令で定める措置や「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」で示すフォークリフトによる労働災害防止対策を実施しましょう。

## フォークリフト作業の死亡災害事例

発生年月	業種	年齢	職種	経験	事故の型	起因物	発生状況
26年2月	一般貨物自動車運送業	50代	運転者	6年	墜落、転落	トラック	トラックから荷下ろし中、トラック荷台上で、荷受業者が運転するフォークリフトのフォークのかかり具合を確認していたところ、フォークが上昇した際に荷が転げ落ち、荷とともに約1.5m下の地面に墜落した。
26年9月	一般貨物自動車運送業	70代	作業 者・技 能者	29年	激突され	フォークリフト	同僚がフォークリフトで荷下ろし作業中、同リフトを後進させた際、同リフトの後方にいたところ、接触した。
26年11月	一般貨物自動車運送業	40代	管理者	11年	はさまれ、 巻き込まれ	フォークリフト	トラックターミナルのプラットホーム上で、同僚がフォークリフトでトラックへの荷積み中に同リフトのフォークが外れたため、トラック荷台に上がり補修を手伝っていたところ、同リフト前輪がプラットホームとトラック荷台の隙間に落ち込んだはずみで同僚がアクセルを踏み込み、急発進した同リフトと荷台の内壁に挟まれた。
27年1月	一般貨物自動車運送業	50代	運転者	4年	飛来、 落下	荷姿の物	配送先で、荷下ろし中、配送先の労働者がトラックの荷台から積まれた鋼板をフォークリフトで荷下ろししていたところ、荷台の鋼板が荷崩れて落下し、付近で作業中の被災者に当たった。
27年4月	その他の卸売業	50代	作業 者	8年	激突	フォークリフト	トラックから荷引するため、トラックの荷台奥の荷物(重量約0.8t)をワイヤーロープを使用し、フォークリフト(最大荷重1t)で荷台手前まで牽引したところ、フォークリフトがバランスを崩し、大きく振れたため投げ出されて建物の柱に激突した。

## フォークリフト作業の安全のポイント

### 1 フォークリフト災害の防止を「管理面」から進めるポイント

- ① 作業計画の作成、周知(安衛則第151条の3)
  - ・ 作業場所の広さ、地形、機械の種類及び能力、荷の種類及び形状に適合した、運行経路及び作業方法が示された作業計画を定める。
  - ・ 定めた作業計画に従い作業を行う。

(作業計画は、最終頁を参考にしてください。)

- ② 作業指揮者の選任(安衛則第151条の4)  
フォークリフト作業を行う際は、作業指揮者を定め、作業計画に基づいて作業する。

- ③ 就業制限  
(安衛法第61条、同法施行令20条第11号)  
フォークリフト運転技能講習を修了した者を、フォークリフトの運転の業務に就かせる。(最大荷重1t以上のフォークリフトの場合)

- ④ 職場巡視の実施(安衛則第6条)  
安全管理者は、不安全な行動がないか等フォークリフト作業をしている場所等を定期的に職場巡視する。  
安全管理者の選任を要しない事業場でも職場巡視をすることが望まれます。



### 2 フォークリフト災害の防止を不安全状態(物の面)と不安全行動(人の面)から進めるポイント

- ① 点検・定期自主検査の実施  
(安衛則第151条の3、同151条の24、同151条の25)  
フォークリフトについては、損傷や故障などから生ずる災害を防止するため、作業開始前点検、特定自主検査を実施する。

- ② 接触防止措置の実施(安衛則151条の4)  
フォークリフトや荷と接触する危険のある箇所への立ち入りを禁止し、運行経路と歩道の分離、立ち入り禁止区域の設定、標識の設置等を行う。

- ③ 安全教育の実施(安衛法第60条の2)  
フォークリフト運転業務従事者に対して、定期的に安全教育を実施すること。

- ④ フォークリフトの運転席以外に人が乗り作業をする等主たる用途以外の使用を禁止する。  
(安衛則151条の14)

- ⑤ リスクアセスメント等の実施(安衛法第28条の2)  
フォークリフトに関係する作業について、その作業に潜む危険性を事前に把握し、危険性の程度(リスク)の低減を図る安全衛生管理手法である「リスクアセスメント」を実施すること。



**用途外使用禁止**

※ 1 安衛法:労働安全衛生法、安衛則:労働安全衛生規則

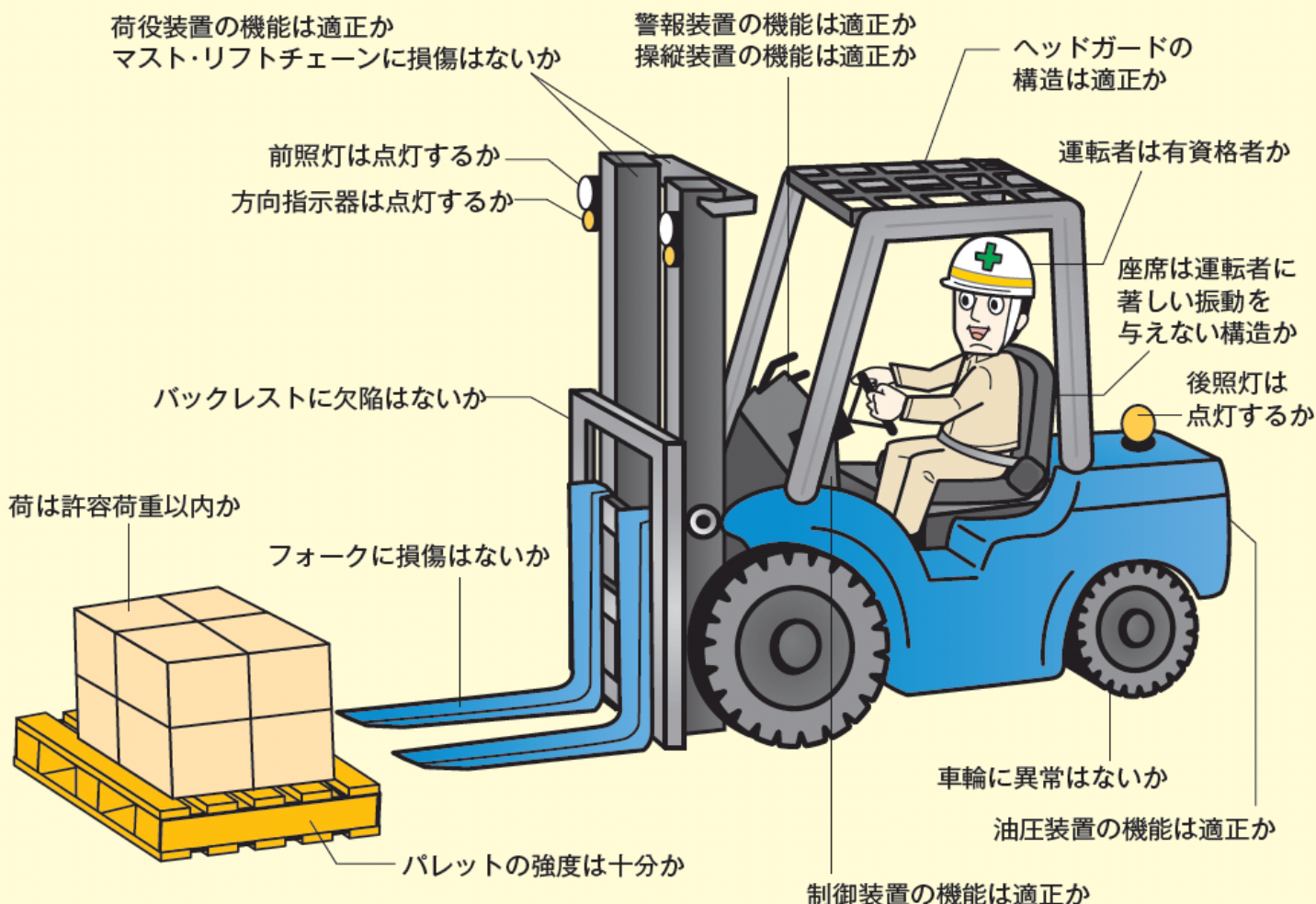
※ 2 リスクアセスメントの詳細は、厚生労働省のホームページ「職場のあんぜんサイト」の「リスクアセスメント」のページを参照して下さい。

([http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html))

### 3 荷主の事業場の構内等でフォークリフト作業を行う場合の荷主側のポイント

- ① 陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は、最大荷重に合った資格を有していることを確認する。  
資格を有していないときは、自社の有資格者にフォークリフト作業を行わせる。
- ② 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施する。
- ③ 荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行う。
- ④ 荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール(制限速度、安全通路等)を定め、労働者の見やすい場所に掲示する。
- ⑤ 荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともにフォークリフトの運転者にこれらを周知する。
- ⑥ 荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分する。
- ⑦ 陸運業者等とフォークリフトを含む荷役作業に関して、安全に作業を行うことについて適宜協議をする。

## 安全作業のためのチェック項目



# フォークリフト作業計画(作成例)

作成年月日	平成27年5月28日(木)		計画作成者	〇〇〇〇	
作業名	木箱のトラック積み込み作業		作業指揮者	〇〇〇〇	
作業実施日時	平成27年6月5日(金)8時00分～平成28年3月31日(火)17時00分				
荷	品名	荷姿	個数	一個の重量	備考
	精密機械	木箱	トラック1台に3個	1トン	
使用するフォークリフト及び従事者	車両番号	能力	運転者	誘導者	備考
	LO1-5523	2トン	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
フォークリフトの運行経路					
<p>トラック</p> <p>フォークリフト走行通路</p> <p>倉庫</p> <p>作業指揮者以外立入り禁止</p> <p>立入り禁止区域</p> <p>フォークリフト走行通路</p>				立入・走行・禁止箇所	<p>1 設定なし</p> <p>② 設定あり (具体的に掲載)</p> <p>..... 内はフォークリフト走行通路及びトラック積み込み場所につき作業者は立入り禁止 運転者は運転席かトラックボデー上の安全な場所で待機</p> <p>-----</p> <p>倉庫内は作業指揮者及びフォークリフト運転者(乗車中)のみ立入り許可 他の作業者は立入り禁止</p>
積付け又は取卸しの方法	フォークリフトによるトラック積み込み作業				
適用する安全作業マニュアル、作業手順等	フォークリフト運転者は作業手順書NO4の作業手順を適用すること。				

フォークリフトの作業を含む荷役作業については、厚生労働省作成の「荷役作業安全ガイドラインの解説」のパンフレットを参考にしてください。  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131017.pdf>